

聖籠町告示第104号

聖籠町妊産婦健康診査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年12月12日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町妊産婦健康診査実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町妊産婦健康診査実施要綱（平成10年聖籠町告示第115号）の一部を次のように改正する。

第5を次のように改める。

（健康診査の委託）

第5 町長は、新潟県知事を代理人として、医療機関等と健康診査について委託契約を締結する。ただし、新潟県知事を代理人として委託契約を締結することができない場合は、当該医療機関等と個別に委託契約することができる。第7及び第8中「医療機関」を「医療機関等」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。